

文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書の概要

1. 設置の趣旨

社会の変化に応じた文化財の保存・活用に関する新たな方策について議論するとともに、文化財の保存管理において文化財を単体としてのみではなく総体としてとらえる必要性等、文化財保護行政の改善方策について検討。

2. 施策内容

I 文化財を総合的に把握するための方策

1. 関連する文化財とその周辺環境を一体としてとらえるための方策

「文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり」

- 市町村において、文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための方針を定める「歴史文化基本構想」を策定。また、その根拠規定を法律に位置づけることを検討
- 歴史文化基本構想の中で、関連する有形・無形の文化財を「関連文化財群」と位置づけ、総合的に保存・活用
- 文化財が特定地域に集中している場合、関連文化財群を核として、文化的な空間を創出する「歴史文化保存活用区域」として設定
- 関連文化財群ごとに、保存・活用の在り方について定める保存活用（管理）計画を策定
- モデルケースとして歴史文化基本構想の策定を支援

2. 文化財の保存・活用を適正化するための方策

「国指定文化財を総合的に保存・活用するための方策」

- 文化財類型ごとの保存・活用の方針の明確化
- 保存活用（管理）計画の策定の促進
- 文化財に関する情報の的確な把握

II 社会全体で文化財を継承していくための方策

1. 文化財に対する親しみを深めるための方策

- 文化財の優れた公開・活用の取組についての情報発信
- 子どもたちが文化財に親しむ機会の充実
- 文化財保護における広報の強化

2. 文化財保護にかかわる人材を確保するための方策

- 人々の文化財保護活動に対する支援の枠組みづくり
- 地域における優れた人材育成の取組についての情報発信

3. 文化財保護に対する支援を充実させるための方策

- 文化財保護に関する寄附の促進
- 行政とNPO法人等民間団体とのパートナーシップの促進
- 優れた事例についての情報発信